

世界に翔く宮崎牛

1995年5月号

——発行所——
宮崎県肉用牛協会
社団法人 宮崎県畜産会
No.9



郷土料理試食発表会風景（宮崎観光ホテルにて）

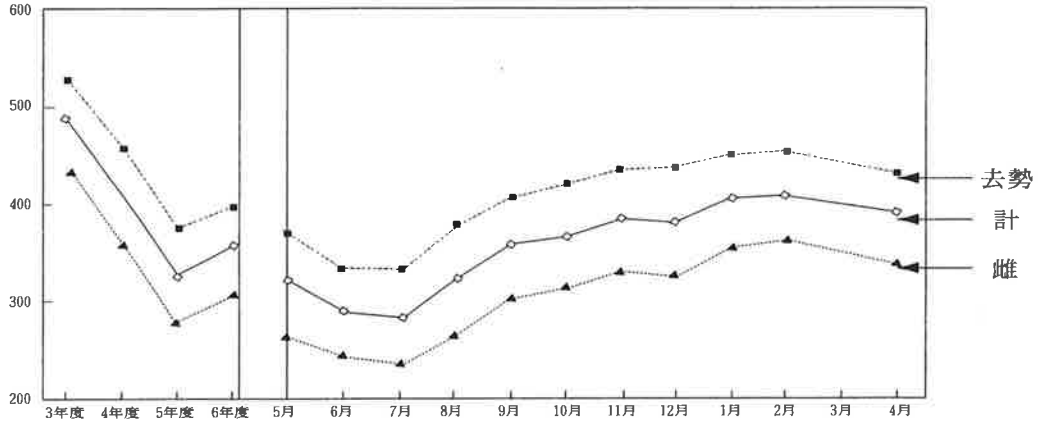
5月号目次

価格情勢	2	おたずねします	12
トピックス	3	今後の行事計画	13
事業紹介	6	一服放談	14
技術情報	8	編集後記	14
現地情報	11		

価格情勢

肉用子牛価格の推移（宮崎県）

単位：千円



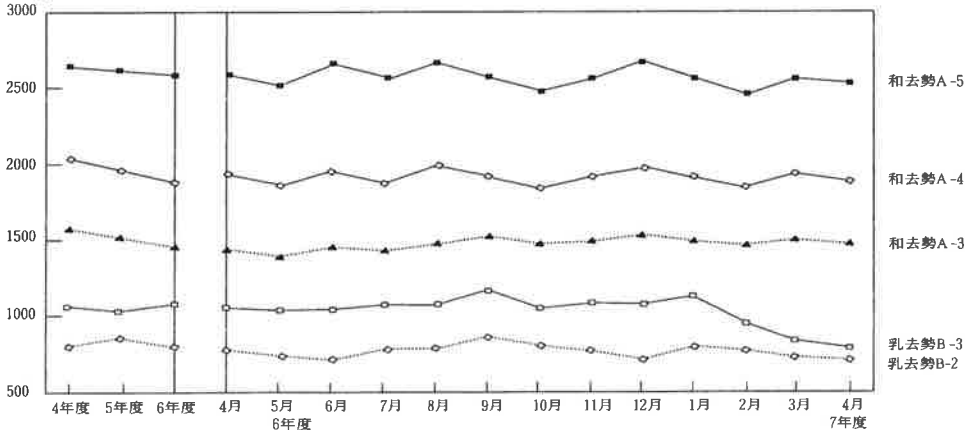
(単位：千円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
雄	436	362	277	299	266	245	236	263	300	310	329	327	355	359	346	325
去勢	527	458	377	398	372	333	330	378	404	415	432	433	444	451	430	410
計	485	413	330	352	323	291	283	322	357	367	382	381	404	407	392	371

注) 価格は、消費税込み価格、4月は速報値。

品種別規格別牛枝肉卸売価格の推移（東京）

単位：円



(単位：円)

区分	4年度	5年度	6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
和去勢A-5	2,643	2,614	2,577	2,587	2,529	2,658	2,572	2,654	2,582	2,478	2,574	2,674	2,574	2,465	2,575	2,539
和去勢A-4	2,024	1,943	1,901	1,936	1,851	1,946	1,862	1,988	1,914	1,837	1,911	1,977	1,911	1,785	1,899	1,849
和去勢A-3	1,547	1,499	1,463	1,432	1,386	1,448	1,422	1,471	1,521	1,473	1,483	1,526	1,492	1,418	1,482	1,454
乳去勢B-3	1,029	1,011	1,049	1,041	1,013	1,033	1,063	1,060	1,169	1,039	1,078	1,060	1,118	1,054	855	829
乳去勢B-2	772	816	759	770	725	706	767	775	854	789	772	708	798	755	685	661

注1) 平成6年度分は単純平均値、平成7年3月、4月分は速報値。

注2) 平成7年1月までの乳去勢は乳用種と交雑種を合計した数字、ただし、平成7年3月、4月速報値は乳用種のみ数値。

トピックス

黒毛和種の「保証基準価格」、 「合理化目標価格」の据え置き決定

7年度の指定食肉の「安定価格」と指定肉用子牛の「保証基準価格」、「合理化目標価格」が決定しました。

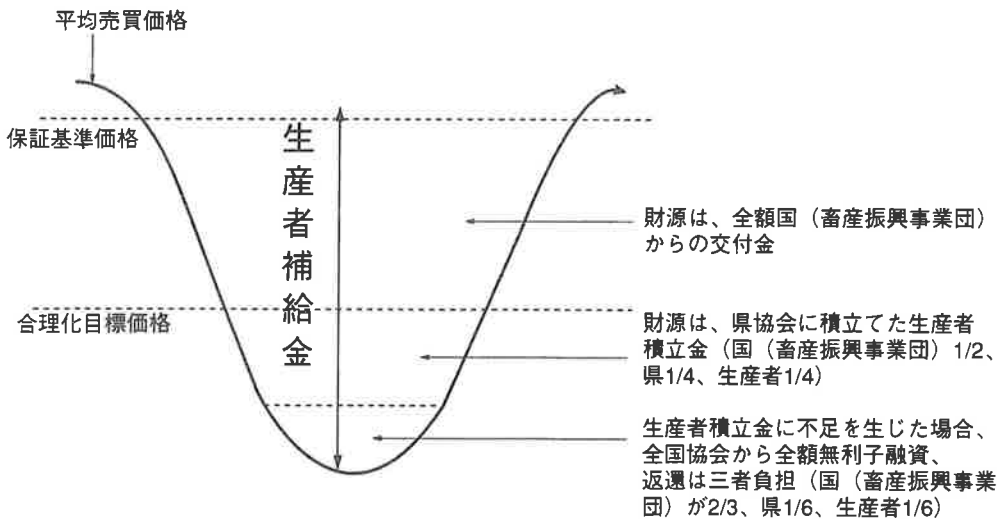
〔安定価格〕

食肉の価格安定制度は、「B2」及び「B3」規格の枝肉価格が「安定上位価格」を超えるような暴騰、あるいは「安定基準価格」を下回るような暴落を防止する制度です。この「安定基準価格」を35円引下げて840円、「安定上位価格」を40円引下げて1,100円としました。

〔保証基準価格及び合理化目標価格〕

「その他の肉専用種（日本短角種、外国種等）」
「肉専用種以外の品種（乳用種等）」は素畜費、配合飼料価格の低下等コスト低減等により、「保証基準価格」を引き下げ、併せて、「合理化目標価格」も引下げましたが、「黒毛和種」、「褐毛和種」については、「保証基準価格」、「合理化目標価格」をともに据え置きました。

●生産者補給金制度の仕組み



平成7年度畜産物価格

1 食肉安定価格

(単位：円/kg)

区		分	6年度	7年度
牛	肉	安定上位価格	1,140	1,100
		安定基準価格	875	840
豚	肉	安定上位価格	540	525
		安定基準価格	400	400

2 指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円/頭)

区 分		6年度	7年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	208,000	204,000
	肉専用種以外の品種	162,000	157,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用	163,000	153,000
	肉専用種以外の品種	126,000	114,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までとする。

7年度の畜産物価価格関連対策が決まる

平成7年度の畜産物政策価格の決定に伴い畜産関連対策(指定助成対象事業)が決定されました。

食肉関係では、

1 生産対策

(1) 肉用牛生産拡大対策 (約245億円)

(2) 低コスト生産推進対策 (約40億円)

本年4月から、飼料用とうもろこしについて丸粒流通が措置されましたが、飼料用大麦についても7年度中に実施し得るよう措置されることとなりました。

(3) 肉豚生産性向上対策 (約12億円)

2 経営対策

(1) 畜産経営安定対策

肉用子牛の生産者補給金の支払いが拡大し、県基金協会の借入金が増大している中で、借入金の償還対策として約232億円が計上されました。

(2) 畜産環境保全対策 (約9億円)

3 加工・流通・消費対策 (約59億円)

いずれも詳細は事業紹介の欄を御参照下さい。

肉用子牛生産者補給金制度改正のポイント

◎平成2年度から実施されている「肉用子牛生産者補給金制度」が、平成7年度から一部改正されました。

◎なお、制度のしくみは今までどおりで、和牛子牛については、「子牛生産拡大奨励事業」と併せて、全国平均でおおむね35万円の価格水準が引き続き保証されます。

(宮崎県の子牛価格は、全国の平均価格に比べて、2~3万円上回っていますので、保証される価格水準は、さらに高くなります。

◎主な改正点は、以下のとおりです。

合理化目標価格の適用期間の延長

○原則5年ですが、特例として平成7年3月31日までは「1年以上5年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間」となっていました。この特例措置が、さらに5年間延長されることになりました。

契約肉用子牛の販売月齢要件の変更

○今までは、「満4ヶ月齢以上」で販売された子牛に補給金が交付されましたが、平成7年4月1日生まれの契約肉用子牛から、「満6ヶ月齢以上」で販売されたものが補給金交付の対象となります。

○ただし、平成7年3月31日以前に生まれ、契約肉用子牛となった子牛については、経過措置として、今までどおり「満4ヶ月齢以上」の月齢要件が適用されます。

○なお、補給金交付の対象となる「保留牛」は、今までどおり12ヶ月以上飼養されていることが必要です。

指定肉用子牛の規格を追加

○交雑種子牛の増加にともない「肉専用種以外の品種（乳用種等）」の指定肉用子牛の規格を「ホルスタイン種（雌を除く。）」から「ホルスタイン種（雌を除く。）及びホルスタイン種を母とする交雑種（雌を除く。）」に変更しました。

生年月日の判定基準の採用

○個体登録できる肉用子牛は、和牛子牛、乳子牛とも県基金協会が定めた「生年月日の判定基準」に基づき、生年月日が把握されたものであることが条件となります。

○具体的には、正しい生年月日が記載された「繁殖台帳」又は「セリ伝票」等が証拠書類として必要となります。

肉用子牛生産者補給金制度に係る肉用子牛の生年月日の判定基準

1 自家生産に係る子牛

(ア) 確認方法

生産者からの生年月日の申告を採用

(イ) 証拠書類

繁殖台帳

2 譲受けに係る子牛

判定基準

① 生年月日が明確で、かつ、それを証するものがある子牛

契約生産者の申告どおりとする

(証拠書類
繁殖台帳の写し(授精証明書)又は
生年月日を証したセリ伝票等)

② 生年月日は把握しているが、それを証す

るものがないもので、導入時の生体重が計測してあり、それを証するものがある子牛(生体重80Kg未満)

生体重80Kg未満の子牛について、契約生産者の申告どおりとする

(証拠書類
生体重測定結果と確認結果を記載した
個体登録申込書)

③ 生年月日の把握がないものの、導入時の生体重が計測してあり、それを証するものがある子牛(生体重80Kg未満)

生体重80Kg未満の子牛について、「導入年月日」を「生年月日」とする

(証拠書類
生体重測定結果と確認結果を記載した
個体登録申込書)

④ 生年月日及び導入時の生体重の計測がない子牛

個体登録不可

適用年月日

平成7年7月1日以後に出生した子牛

※生年月日の不明な子牛は、原則として補給金交付の対象となりません。

※また、個体登録の申込みは、当該子牛が2ヶ月齢に達する日までに行う必要があります。

(農協等への分娩届けは、生後1週間以内にしてください。)

乳用種雌子牛の首乳の措置等

○補給金の交付を受けた乳用種雌子牛が搾乳利用されることを未然に防ぐために、個体登録する場合には、乳頭の2本以上を切除されていることが条件となります。

※平成7年7月1日以後に出生した子牛に適用されます。

◆詳しいことは、最寄りの農協または県肉用子牛価格安定基金協会(TEL0985-24-4253)におたずねください。

子牛生産費は前年並、去勢肥育牛、乳用種肥育牛は生産コスト低減 6年生産費調査発表される

(子牛)

- 子牛生産費は367千円/頭で前年並み。
- 飼養規模別の子牛生産費は2～4頭規模448千円(100)、5～9頭規模429千円(96)、10頭以上393千円(88)(うち20頭以上374千円(84))で、飼養規模が大きくなるに従い労働費が減少。
- 子牛の出荷月齢、出荷体重はそれぞれ296日、282kgで販売価格は308千円(前年対比11.7%減少)。

もあり前年対比2.2%の減少。

- 出荷体重、販売価格はそれぞれ696kg、783千円(前年対比5.3%の減少)。

(乳用種肥育牛)

- 生産費は376千円で前年対比8.7%の減少。
- 費目別では、素畜費が18.2%、労働費が7.5%減少。
- 出荷体重、販売価格はそれぞれ745kg、379千円(前年対比5.5%の減少)。

(去勢肥育牛)

- 生産費は804千円で素畜費が4.1%減少したこと

事業紹介

肉用子牛生産者補給金制度

平成7年度保証基準価格及び合理化目標価格

区 分	黒毛和種	褐毛和種	乳用種	その他の肉専用種
保証基準価格	304,000円	280,000円	157,000円	204,000円
合理化目標価格	267,000円	246,000円	114,000円	153,000円

平成5年度平均売買価格

区 分	黒毛和種	褐毛和種	乳用種	その他の肉専用種
第1 四半期	311,400円	193,100円	98,400円	99,300円
第2 四半期	313,000円	211,300円	97,800円	132,800円
第3 四半期	319,700円	220,300円	98,400円	92,800円
第4 四半期	319,900円	213,400円	91,500円	89,600円

平成6年度平均売買価格

区 分	黒毛和種	褐毛和種	乳用種	その他の肉専用種
第1 四半期	288,100円	223,100円	74,800円	116,800円
第2 四半期	303,000円	236,000円	62,600円	128,500円
第3 四半期	347,800円	259,500円	67,800円	95,000円

年度別生産者補給金交付額

区 分	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専		乳用種		合 計	
	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額
平成3年度					29	2,302	11,908	288,472	11,937	290,774
平成4年度					30	2,615	18,105	904,361	18,135	906,976
平成5年度			32	2,169			21,933	1,399,543	21,965	1,401,712
小 計			32	2,169	59	4,917	51,946	2,592,376	52,037	2,599,462
平成6年度	39,708	349,077	22	802			16,471	1,448,013	56,201	1,797,892

注)平成5年度(第4四半期)並び平成6年度は概算で、平成6年度は第1～第3四半期分

子牛生産拡大奨励事業

事業の実施状況（発動状況）

年 度		3年度				4年度				5年度				6年度		
四半期		第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3
拡大奨励金	黒毛褐毛	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生産奨励金	黒毛褐毛	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本県の交付実績

年 度	交付頭数(頭)	交付金額(千円)
3年度	0	0
4年度	0	0
5年度	60,124 (拡大25,820 生産34,304)	1,340,388 722,936 617,452)
6年度	53,666 (拡大20,476 生産33,190)	1,619,771 730,720 899,051)

※6年度は第1～第3四半期分

肉用牛肥育経営安定緊急対策事業

事業の実施状況（発動状況）

年 度		3年度				4年度				5年度				6年度		
四半期		第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3
乳用種	緊急	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×
	特別	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
肉専用種	緊急	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	③	②

※○内の数字は発動階段

本県の交付実績

年 度	交付頭数(頭)	交付金額(千円)
2年度	7,388	59,026
3年度	16,557	307,600
4年度	29,289	502,910
5年度	33,238	573,510
6年度	12,730	318,795

※6年度は1, 2四半期分

平成7年度指定助成対象事業の概要

平成7年度の指定助成対象事業のうち肉用牛関係は以下の通りです。事業の詳細に興味のある方は、最寄の支庁、農林振興局へまず相談して下さい。

1 低コスト生産推進対策

①肉用牛生産技術向上促進事業（継続）

後継者や技術指導者の海外、国内研修、経済肥育の実証展示に対する助成（黒毛和種29千円/頭、乳用種13千円/頭）。

海外研修希望の方はわずかの経費負担で、研修可能です。すぐに肉用牛協会（畜産会）にTEL（0985-24-2674）を！

②優良受精卵活用体制整備事業（継続）

体外受精卵の移植に対する助成

体外受精卵の移植にチャレンジしたい方はすぐに熊本種雄牛センターにTEL（096-279-2647）を！

2 肉用牛繁殖対策事業

①優良肉用牛資源有効活用促進事業（継続）

子牛価格が低落した場合の繁殖雌牛の緊急的導入に対する助成（成雌49千円/頭、雌子牛61～72千円/頭）、育種資源としての優良雌牛の確保に対する助成（82～93千円/頭）。

導入事業と併せて雌牛の保留を！

②子牛生産拡大奨励事業（継続）

子牛価格が35万円を下回った場合、その程度に応じて規模拡大者には差額相当額、維持者にはその3/4相当額を交付。

補給金制度とこの事業で35万円が確保されています。安心して肉用牛生産を！

③肉用牛産地拡大推進事業（継続）

経営内一貫の導入（自家生産肥育牛1頭当たり27千円）、一産取り肥育の導入（肥育雌牛1頭当たり20

千円)。

(注; 昨年度までの規模拡大に対する助成(1頭増頭40千円、2頭目から60千円)は廃止になりました。)

④肉用牛生産安定緊急対策事業(組替新規)

産子成績、繁殖成績等の不良な繁殖雌牛の淘汰奨励金の交付(35千円/頭)、生産出荷組合の組織化による斉一性の高い国産牛肉の出荷の推進(配合飼料費を助成)。

3 畜産経営対策事業

①肉用牛肥育経営安定緊急対策事業(継続)

肥育牛1頭当たりの四半期推定所得が家族労働費を下回った場合、素牛導入費を助成。

(肉専用種で最大4万円/頭、その他で最大2万円/頭)。

安心して肥育経営の継続を!

②大家畜経営活性化資金特別融通助成事業(継続)

負債の償還が困難な経営の既貸付金の条件緩和措置(特認の場合で3年据え置き20年償還で貸付利率35%以内。県等の助成もあり末端金利は2.53%)。

償還困難な負債を抱えている方は最寄の市町村、農協へ!

4 畜産環境対策事業

①畜産環境保全施設等緊急整備促進事業(新規)

ふん尿強制発酵装置、尿の浄化処理装置を整備する場合、リース事業の貸付利率を2.5%に低減。

技術情報

検定済種雄牛「大将」号誕生

種雄牛名	大 将	生年月日	H2.6.25	登録番号	黒原2363	得 点	83.7	
産 地	佐土原町(三浦 完)			直検成績	DG1.39			
血	菊 安 黒育 183	菊 茂 土 井 黒育 83		菊 則 土 井	黒育 32			
		ふ く 黒高 29907		せ い あ い	黒高 25852			
	統	まさみつ 黒原 448515	第 5 永 将 黒育 220		田 安 土 井	黒育 6		
			ま さ こ 黒育 9465		み す ず	黒 491046		
				美 福 10	黒育 34			
				な つ こ	黒高 31942			
				美 福 10	黒育 34			
				み つ こ	黒高 55955			

県有種雄牛「大将」号が、本県で実施された間接検定で年間トップの成績を収めました。

平成2年生まれの本牛は、佐土原町の三浦完さんによって生産されました。

父牛は本県で肉質の改良に大きく貢献している「菊安」、母牛は「第5永将」の娘牛で、その子供が県共枝肉部門で2席に入賞するなどの成績をもち県有のスーパーDNAとして活躍している「まさみつ」です。

本牛は、かなり大型の種雄牛であり、その産子は発育、増体とも良好です。



間接検定は、平成6年3月～7年3月にかけて行われました。

1日当り増体重0.94kg（全国平均0.88kg）、枝肉重量364kg（同348kg）、ロース芯面積51cm²（同45cm²）、脂肪交雑BMS2.9（同2.1）といずれも大変優れた能力を示しました。

また、検定に用いた9頭中2頭が脂肪交雑で最良の5に格付されたことが特筆されます。

この成績は全国での間接検定受検牛約80頭の中でも、トップクラスであるのは言うまでもありません。

今後、本牛は、本格的な供用が見込まれますが、本県和牛の改良、さらに「宮崎牛」ブランド確立のために大きく貢献し、名実とも和牛界の「大将」として君臨することを期待しています。



畜産試験場における肉用牛改良への取り組み

畜産試験場では、肉用牛の育種改良を一層推進するため、平成6年度に「肉用牛育種科」を新設するなど組織改正を実施し、育種部門の体制を強化しました。

そして、この1年間で肉用牛の育種改良の進め方について、試験研究機関としての方向性を検討してきました。

現在の家畜改良においては、対象とする産肉能力や繁殖能力などの経済形質に関して、一つ一つでは働きの弱い遺伝子が数多く関与しているという仮定の下で育種理論が構築されてきました。そして、コンピュータの発達と相まって、より複雑な計算が可能となり、実際の家畜の育種計画に応用され、著しい成果を上げてきました。この手法は将来的にも家畜改良の主流をなすと言えるでしょう。

ここで重要なことは、生産現場でのより正確な情報をより多く収集することです。

そこで、当場育種部では、コンピュータの導入を図り、また、各畜産関係団体の協力により、肉

用牛の様々な情報を収集分析する体制を作ってきました。

今後は、これら貴重な情報を適宜解析することにより皆様方のお役にたてるものと考えています。

一方、家畜改良の新しい試みとして、平成6年度から(社)畜産技術協会附属動物遺伝研究所と肉用牛の主産地13道県と1団体との共同研究により、DNAマーカーを利用した肉用牛の育種法の検討を実施しております。

この分野の学問は急速に進歩し、遺伝子を目に見える形で検出し分析できるまでになっており、近い将来、肉用牛の改良に大きく貢献するものと確信しています。

畜産試験場では、このように生産現場の様々な情報を収集解析する統計遺伝学的な手法と、より遺伝子に近い分野での解析を行う分子遺伝学的な手法を通して、皆様方に貢献できる研究を進めていきたいと考えています。

子牛にビタミンAを充分に

最近、肥育農家が導入した素牛にビタミンA欠症状がみられるものがあります。

この原因は子牛育成段階と、導入後の育成段階の管理にあるようです。

ビタミンAが欠乏すると発育不良、下痢、食欲の低下等が起こります。さらに、欠乏症が重くなると夜盲症となります。

ビタミン必要量 (1U/日)

発育期	25~100kg	110~200kg	210~300kg/体重
子牛	0.2~0.7万	0.8~1.3万	1.4~2.0万
発育期	維持期	妊娠未	授乳中
子牛	3~4万	4.5~5.5万	10~12万

繁殖牛の場合は、受胎率が低下し、妊娠牛では流産、死産が起こりやすくなります。下表に各飼料の平均的ビタミンA含量を示しますので、常に量を把握して、給与体系を組んで下さい。心配な方は農業改良普及センターにすぐ相談してください！

各飼料中ビタミン含有量 (現物当)

飼 料 名		含有量 (1U/kg中)
濃厚飼料	肉牛育成用	600
	ひとりだち	20,000
	肉牛繁殖用	5,000
	しもふりファイバー	18,000
粗飼料 (乾草中心)	スーダングラス	920
	ヘイキューブ	8,000~11,000
	羊草 (ヤンソウ)	6,000
	トールフェスク	400
	チモシー	7,000~13,000
	パーミュエダグラス	400
ケントップ	200	

(経済連調査)

※他の飼料について必要な場合はJA経済連におたずね下さい。

「グラステタニー症」を御存知ですか？

体内のマグネシウムが不足し、主に神経症状を引き起こす疾病を総称して「グラステタニー症 (マグネシウム欠乏症)」とっています。本症例が発生しているところは、ほとんどがマグネシウムの含量が少ない火山灰土壌でその上、カリウム・ナトリウム肥料が多量に施されている場合が多いようです。症状としては、歩様不確定、過敏症状、強直、痙攣、転倒、起立不態等で死亡する急性型と、食欲不振程度の慢性型に分けられます。前者は主に早春の草を採食した牛に多く見られ、後者は寒冷、強風の多い冬期の放牧牛に多く見られます。

マグネシウムは全ての動物に欠くことのできない成分で牛の血清中の正常マグネシウム濃度は2~3mg/dlですが、約1mg/dl以下になると症状が現われるといわれています。この疾病は予防を行うのが最も良いのですが、次の特徴を覚えておか

なければなりません。

1. 干草や濃厚飼料からは、マグネシウムを吸収しやすい。
2. 草が成長するにつれてマグネシウムの吸収、利用がしやすくなる。
3. 第一胃内でアンモニアを発生させ易い飼料はマグネシウムの吸収をさまたげる。
4. カルシウムを過剰摂取することによりマグネシウム欠乏症になりやすい。
5. ストレスがかかたり、年をとるにつれてマグネシウムを吸収しにくくなる。
6. オーチャードグラスは本症をおこしやすい。

以上の点に注意をして定期的にマグネシウムの注射をする、牧草地にマグネシウム塩類を散布する、酸化マグネシウムを飼料に添加投与する等により、グラステタニー症の予防に心がけましょう。

現地情報

肉質向上で自由化時代に対抗（北郷町 蓑毛氏）

北郷町の蓑毛稔治（40才）さんは、200頭規模の和牛肥育農家です。

父親は、水稻＋露地野菜＋畜産の複合経営農家でしたが、昭和49年から本格的に和牛肥育経営に取り組み（このころから稔治さんが手伝う）、年々増頭し、80頭程度になったとき、畜舎が狭くなったのと、父からの経営移譲を受けたのを機会に、昭和63年畜産振興資金（13,800千円）を借り受け、80頭規模の畜舎を新築し、自由化を乗り切るための規模拡大（目標250頭）と上物率アップを図るための技術の研費に励んできました。

畜舎等を新設する前は、仕上げ時期の個体管理もままならず、思うように成績が上がりませんでした。畜舎新設後は畜舎環境もよくなり（天井に扇風機、屋根にはスプリングクーラーを取り付け、牛床を新鮮に保つため40～50日おきにオガクズを入れかえる等）成績もアップし、平成5年では89頭出荷したうち、「A5」が65%、「A4」が

31%、「A3」が3%と南那珂農協管内でも優良農家としての名声を高めています。

ちなみに、平成6年度4回開催されました「宮崎牛銘柄牛枝肉共進会」では、6年12月に続いて7年2月もグランドチャンピオンに輝き、共進会初めての2回連続優秀賞を受賞しました。

さらに、平成3年に自己資金4,000千円で16牛房を有する（1牛房2頭飼育）畜舎を新設したことにより、仕上げ時期のより細かな飼育管理が可能となり、今では上物率100%を目標とするまでに技術が上がっています。

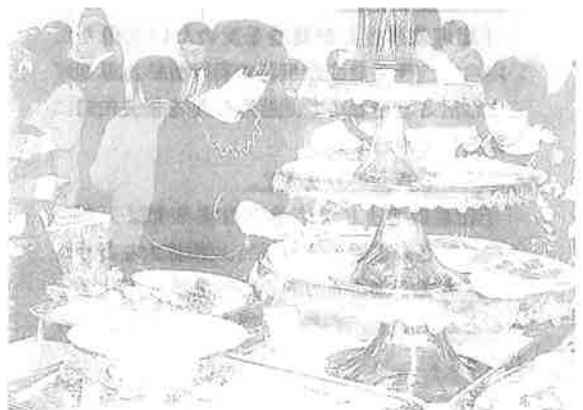
また、平成3年度には「21世紀を担う農業、農村リーダー農業者」として登録される等、今後益々の活躍が期待される若手経営主です。

※所在地：北郷町大藤2110-1

和牛を使った郷土料理開発と試食発表会開催

3月、宮崎観光ホテルを会場に、和牛を使った宮崎独特の料理開発と、その試食、発表会を実施しました。目的は和牛（不需求部位（もも、すね等）、経産牛）の消費、利用拡大を図ったものですが、会場には各料理専門家より、18種類の料理が発表され、それぞれ美味しい味で好評でした。下に各料理名の一部を示しますが、作ってみたい方は、JA経済連に料理法がありますのでご連絡下さい。また、次回から、本誌に一品ずつ紹介したいと思います。

1. 牛すね肉のコンソメスープ
 2. 牛もも肉とトマトの辛子炒め
 3. 牛もも肉の野菜巻き
 4. 牛すね肉のみそおでん
- 外、13点発表



あなたの自慢の牛 ヨーネ病にかかっていませんか？

平成6年度県内で初めて延岡市、川南町の乳牛3頭が家畜法定伝染病の「ヨーネ病」と診断されました。

県では、この事態を受けて平成7年3月7日にJAAZMホールで「ヨーネ病防疫研修会」を開催し、当日は行政機関及び畜産関係団体から100名の出席がありました。研修会では、農水省家畜衛生試験場の百浜講師に「ヨーネ病発生のメカニズム」及び北海道十勝家畜保健衛生所的小林講師に「管内のヨーネ病防疫」について講演していただきました。講演終了後、「ヨーネ菌が人に感染することはないのか?」「侵入防止あるいは清浄化にはどうしたらよいのか?」等の質問があり、「ヨーネ菌は結核菌の仲間であるものの人に感染することはないこと」及び「ヨーネ病発生地区からの導

入を避けること侵入した場合には牛の定期検査と石灰乳塗布による消毒を続けなければならないこと」等の回答がありました。

(参考)

ヨーネ病の概要

原 因：ヨーネ菌

宿 主：牛、緬羊、山羊、鹿等の偶蹄類

感染経路：経口的（生後1ヵ月以内の幼獣が感染しやすい）

症 状：激しい水様性下痢と急激な消瘦が主要症状

：乳牛は泌乳量の低下

：子牛は下痢を呈することは殆どない

※発症しなくても生産性に悪影響を与える

??? おたずねします。 ???

「認定農業者制度」とは何ですか？

また、「認定農業者」になればどんなメリットがありますか？

●「認定農業者制度」は、農業者がおおむね5年後を見通した農業経営の規模拡大、生産方式、経営の合理化、農業従事者の態様の改善等、農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を作成し、市町村が基本構想に照らして認定する制度です。

●認定農業者のメリットとしては、

(1) 農業委員会等による農用地の利用の集積の支援が受けられます。

「認定農業者」が農地を買いたい・借りたい場合、農業委員会が農地銀行活動、掘り起こし活動等を通じて、適当な農地を優先的に斡旋してくれます。

(2) 税制上の特例があります。

「認定農業者」で青色申告する者は、新規就農者で普通償却額の30%、規模拡大を行った農業者で普通償却額の20%を加えて計上することができ、所得税、法人税の軽減が図られます。

〔税制上の特例措置の例〕

例

規模拡大を行った農業者が

100万円のトラクターを購入した場合の計算例

残存割合：10%

残存価額：取得価額×残存割合

耐用年数：5年

償却可能限度額：95%

(1年当たりの償却額の計算方法)

$$\text{償却額} = \frac{\text{取得価額} - \text{残存価額}}{\text{耐用年数}}$$

	普通償却の場合	割増償却を利用した場合
1年目	18万円	21万6千円 (=18×1.2)
2年目	18万円	21万6千円
3年目	18万円	21万6千円
4年目	18万円	21万6千円
5年目	18万円	8万6千円
6年目	5万円(未償却残高)	0円
償却額の合計	95万円	95万円